

研究ノート

米国における宗教団体の課税制度および情報開示

—国際比較のための予備的研究として—

尾上 選哉

概 要

本稿は、日本の宗教法人の課税上の取扱いや情報開示を諸外国と比較検討を行うための予備的研究として、法人税法の体系が法人実在説の考え方に立脚している米国を取り上げ、原則として課税となる宗教団体（他の非営利の団体を含む）の所得が課税除外とされる課税制度を考察し、その仕組みを明らかにするとともに、課税制度を通じた宗教団体の情報開示の状況を明らかにするものである。

検討の結果、米国の宗教団体においても、日本と同じように政教分離原則のもとで制限的な取扱いがなされていることが明らかとなっている。ただし、宗教団体を「教会」と「その他の宗教団体」に区分し、「その他の宗教団体」については他の慈善組織と同様の課税上の取扱いが行われており、組織に係る情報開示も年次の納税申告書を通じて行われていることが明らかになった。

I はじめに

筆者は、別稿（尾上 [2020]）において日本の宗教法人の非課税根拠について検討を行い、1950（昭和25）年の税制改正後は法人税の体系が基本的にシャープ勧告に基づく法人擬制説の考え方に立脚するようになったことから、法人税を「所得税の前払い」と観念すると、宗教法人には利益（剰余金）の分配を受ける者が存在せず、法人税の課税根拠が存在しないことを明らかにした（158-159

頁）。また、宗教法人は伝統的に非課税であるべきものとされ、一般的に宗教法人のもつ公益性が根拠とされることに鑑みて、公益法人制度改革における公益性の判断主体が、「官（役所）」から「民」に変更されていることから、「民」が宗教法人の公益性を判断するためには、情報開示が重要であるが、宗教法人の情報開示は法制度上、非常に限定的であることを指摘した（同上、162-168頁）。

そこで、日本の宗教法人の課税上の取扱いや情報開示を諸外国と比較検討を行うための予備的研究として、本稿では法人税法の体系が法人実在説の考え方に立脚している米国を取り上げ、原則として課税となる宗教団体（他の非営利の団体を含む）の所得が課税除外とされる課税制度を考察し、その仕組みを明らかにするとともに、課税制度を通じた宗教団体の情報開示の状況を明らかにする。

II 米国における宗教団体の法人法制

日本においては、宗教法人法が国のレベルにおいて宗教団体の法人法制を定めているが、米国では国のレベルにおいて宗教団体の法人法制度を定める法律（連邦法）は存在しておらず、連邦国家の構成員である各州の州法が定めを置いている（石村編 [2006] 148頁）。このような米国における法人法制は、宗教団体に限られたものではなく、会社などの営利組織やNPO団体などの非営利組織の法人法制においても同じであり、州によってその内容は多様なものとなっている。

石村編〔2006〕によれば、宗教団体に対する法人法制は多様性を有するものの、宗教団体がそれ自体として独立した法人格の取得ができるか否かに基づいて、①宗教団体自体は法人格を取得できないとする考え方に従う州、②宗教団体は俗事処理という限定目的で法人格の取得ができるという考え方に従う州の2つのグループに類型化することができる(148-149頁)。

①のグループは、宗教団体自体は法人格を取得することができない¹⁾が、宗教団体の財産の所有・管理等の俗事 (secular or temporal matters) については、その団体の構成員である信徒に代わって事務を行う1人または集団の受託者 (trustee or trustees) を選任し、これに一任する方式を採用する州である。選任された受託者は宗教集団から自立した存在として、信託 (trust) の法理 (後述) に基づいて事務を行うこととなる (148頁)。受託者は「受託者法人 (trustee corporation)」や「一人法人 (corporation sole)」を設立し、法人格を取得した上で事務を行う場合もあり、例えば、アラスカ州は受託者法人や一人法人の設立を、ユタ州は一人法人の設立を認めている (148 - 149頁)。

②のグループは、宗教団体の多様な俗事を処理するために、宗教団体は宗教法人 (religious corporation) を設立することができる州である (149頁)。イリノイ州やニューヨーク州などのように、一般の非営利法人ではなく、宗教

に特化した宗教法人の設立を認めている州もあれば、テキサス州やペンシルバニア州などのように、一般の非営利法人法制度の中で宗教団体に対し法人格を付与する州も存在している (同上)。

①のグループの場合には、上述のように、宗教団体の礼拝施設など財産の管理・運営などの俗事の処理のためであっても、宗教団体自体は法人格を取得することができないので、受託者法人や一人法人の設立により俗事を処理する場合もあるが、法人を設立しない場合には、一般的には信託法理²⁾に基づいて宗教団体の信徒は委託者として、自らの中から受託者を選任し、信託目的に従って受益者である宗教団体のために、受託者をしてその財産を管理・運営・処分させることとなる。

Ⅲ 米国における宗教団体の所得課税制度

米国における宗教団体の法人法制は、前節において確認したように、州政府の管轄下にあることから多様である。しかしながら、宗教団体の所得については、連邦所得税 (federal income tax)

1) ウェストバージニア州とバージニア州は州憲法に宗教団体の法人化を禁止する規定を置いている。ウェストバージニア州とバージニア州におけるこのような法規制は、米国独立の歴史的な経緯を背景としており、石村〔1995〕は「アメリカ独立前に英国教会がバージニアやメリーランドで、公法人としての地位と特権を享受していたため、教会の力が強大になることに危惧が持たれたために設けられたという。つまり、イギリスから渡来した教会ないし宗派、さらには新宗教などが財産を保有してアメリカ社会の中で特権集団化してくるのを防ぐために、初期に制定された州の憲法では法人化を禁止した」と憲法史の研究を紹介している (299頁、注(2))。

2) 信託法理は、「英米法において「契約法理」と対置されるものとして発展した法理」であり、「信託は、財産を有する者 (委託者) が、自分以外の他人 (受託者) に財産権 (信託財産) の名義や管理・処分権を帰属させ、一定の目的 (信託目的) に従って、委託者本人又は他の第三者 (受益者) のために、受託者をしてその財産権を管理・処分させる法律関係である。…(筆者省略) …受託者には広範な裁量権が与えられるが、それは委託者との信頼関係を根拠を置くもの」である (三代川〔2019〕20頁)。

信託制度は英国において発展したものであり、野口〔1978〕は法人制度の代用として、信託のはたした機能を次のように列挙している (71頁)。 (1)法人格を有さない団体の独立の権利主体性について、受託者が形式的主体であっても、受託者は実質的帰属主体である団体自身あるいは構成員の利益のためにのみ財産を所有、管理すべき義務を負うこと、 (2)この受託者に帰属した団体の財産 (信託財産) の権利主体性は永続性を保つこと、 (3)団体の財産 (信託財産) は受託者の個人財産から独立し、受託者は受益者のために財産を分別して管理することが義務付けられていること (分別管理の原則)、など。

の取り扱いが内国歳入法（Internal Revenue Code：IRC）により一元的に定められている。

1 非営利組織に対する所得課税制度

米国の非営利組織においては、日本の宗教法人や学校法人などの非営利の法人の場合とは異なり、法人格の取得により自動的に課税除外などの税制上の特別措置を受けることができるような仕組みにはなっていない。米国においては、課税除外などの税制上の特別措置を受けるには、内国歳入庁（Internal Revenue Service：IRS）に対して、税制上の免税資格の承認を受けるための申請書（Form 1023 もしくは 1024³⁾）を提出し、内国歳入庁の審査を経て、免税資格（tax-exempt status）の承認（recognition）を得る必要がある⁴⁾。

連邦所得税の免除については、内国歳入法第 501 条「法人、信託、その他の組織に係る連邦所得税の免除」が規定している（IRC § 501）。まず、内国歳入法 § 501 (c) または (d) ないしは 401 (a) に該当する組織は、内国歳入法 § 502 または § 503 において免税を拒否されない限りにおいて、連邦所得税を免除されることが規定されている（IRC § 501 (a)）。つまり、「米国の法人所得課税は、非営利組織であってもその所得には課税されることが原則であり、本規定により例外的に課税が「免

除」される構造となっている（下線部：筆者）」（藤井 [2020] 232 頁）という点で、そもそも納税義務を負っていない非課税の日本の非営利の法人とは異なっている。

次に、内国歳入法 § 501 (a) に該当する免税法人であっても、非関連事業（unrelated business income）などから生じる所得は課税されることが定められている（IRC § 501 (b)）。非関連事業とは、継続的に行われている、免税目的の本来事業と実質的関連性がない事業であるが、日本の法人税法における収益事業（特掲 34 業種）とは同じ概念ではないことに留意する必要がある。

そして、内国歳入法 § 501 (c) は次の 29 の免税組織を列挙している⁵⁾。①議会制定法に基づき設立された法人（連邦信用組合を含む）、②名義保有法人⁶⁾、③宗教、慈善、科学、文学、公共安全の検査、国内外のアマチュアスポーツ競技の振興、子供または動物に対する虐待の防止のいずれかを目的とした団体、④市民組織（自治会）、社会福祉団体、地域の雇用者連盟、⑤労働者・農業従事者および園芸従事者の団体、⑥企業組織、商工会議所、不動産審議会など、⑦社交クラブおよびレクリエーションクラブ、⑧共済組合、⑨任意従業員共済組合、⑩宿泊施設提供共済組合、⑪教員退職基金、⑫相互生命保険組合、排水・灌漑のための相互会社、相互電話会社もしくは共同電話会社など、⑬墓地法人、⑭州認可信用組合・相互信用組合、⑮相互保険会社・組合、⑯農業融資を目的とする協同組合、⑰失業補償給付基金、⑱従業員年金信託、⑲退役軍人組織、⑳法律相談組織、㉑炭灰塵症給付基金、㉒脱退債務支払基金、㉓ 1880 年以前に設立された退役軍人組織、㉔

3) 後述の「慈善組織」ないしは「501 (c)(3)組織」の免税資格を申請する場合には Form 1023 を、それ以外の IRC 501 (c) の場合には Form 1024 の申請書が用いられる。

4) 石村編 [2006] は、日本において、学問上、①課税の対象から除外された一定のもの、行為または事実に関して当初から納税義務が成立しないという意味での「非課税」という用語と、②一定の法定要件の充足を前提として、申告等の特別な手続きを待って課税除外とされた場合に、いったん成立した納税義務を事後に解消し消滅させるという意味での「免税」という用語は概念上区分して使われているが、米国内国歳入法の「tax exemption」という用語は①非課税、②免税、そして③前二者の中間に属する措置（行政庁の事前承認を前提とする非課税の取扱い）を包摂する形で使われていると指摘している（153 頁、脚注 13）。なお、本稿では上述の日本での用語法に基づき、「非課税」と「免税」を区別して用いている。

5) 免税組織のリストの日本語訳は、藤井 [2020] 232 頁、脚注 6 を参考にしている。

6) Title Holding Corporations と呼ばれる組織であり、年金信託を含む他の免税組織に代わりに財産の名義人となる組織であり、免税組織が名義保有法人を設立する大きな理由の 1 つは不法行為から組織を守るためであるとされている（<https://www.irs.gov/pub/irs-tege/eotopica01.pdf>）。

ERISA 法 4049 条信託, ㉕年金持株会社, ㉖高リスク者向け医療保障を提供する政府がスポンサーの組織, ㉗政府がスポンサーの労災再保険組織, ㉘国立鉄道退職投資信託, ㉙ CO-OP 健康保険発行組織.

上述の 29 の免税組織のうち, ㉓が代表的な組織であり, 一般に「慈善 (charitable) 組織」または法令の条項から「501 (c)(3)組織」と呼ばれている. 内国歳入法 § 501 (c)(3)によれば, 慈善組織は「もっぱら宗教, 慈善, 学術, 公共安全の検査, 文芸, もしくは教育, または国内外のアマチュアスポーツ競技の振興, 児童もしくは動物の虐待防止の目的のために設立され, 運営されている法人, 共同募金 (community chest), 基金, 財団」であり, 次の条件を満たす必要がある.

- ・純利益のいかなる部分も, いかなる個人持分主や個人にも帰属しないこと.
- ・実質的な活動として, プロパガンダ行為や立法に影響を及ぼすような活動を行っていないこと.
- ・公職の候補者に賛成や反対をして政治活動に参加したり, 声明を発行したり配布したりして介入しないこと.

免税資格の承認を受けた組織は免税資格を保持するために, 毎年, Form 990 と呼ばれる申告書を内国歳入庁に提出することが求められている.

2 宗教団体に対する所得課税制度

米国の宗教団体は, 上述の慈善組織の「宗教目的 (religious purpose)」に該当する組織として, その所得は原則として免税とされるが, 内国歳入法は宗教団体を「教会 (churches)」と「その他宗教団体 (other religious organizations)」に区分し, その課税上の取扱いを区別して定めている (IRS [2015] p. 1).

(1) 教会

「教会⁷⁾」には, 教会のほか, 教会の完全に付属

する機関 (integrated auxiliaries)⁸⁾, 教会の包括組織 (conventions) や連合体 (associations), 修道会 (religious orders) などが含まれる. 内国歳入法 § 501 (c)(3)の要件を満たす教会は, 自動的に免税資格が認められることとなっており, 免税資格の承認のための申請書 (Form 1023) を内国歳入庁に提出する必要はない (IRS [2015] p. 2). また, 免税資格の保持のために必要となる年次申告書 (Form 990) の提出も不要となっている. 日本における学問上の用語法(注 4 を参照)からすると, 日本の宗教法人と同様に, 教会は非課税の取扱いとなっているといえる (石村編 [2006] 156 頁).

内国歳入法は, 政教分離原則を理由として, そもそも「宗教目的」や「教会」を定義していない (Blazek [2020] p.59, 65) のであるが, 1978 年に「教会」が有している 14 の特徴を示している⁹⁾ (Blazek [2020] pp.66-67; 石村編 [2006] 158 頁).

- ① 独立した法実在であること
- ② 正式な教義および礼拝形式に関する教憲・教規などを有すること
- ③ 既定かつ独自の宗教統治機構を有すること
- ④ 独自の宗教的な歴史を有すること
- ⑤ 正式な経典および戒律を有すること
- ⑥ 信徒は他の教会または宗派の関係者ではないこと
- ⑦ 聖職者としてその宗派の祭祀を司る資格のある宗教教師のいる確固たる団体であること
- ⑧ 既定の修行課程を修了した, 選ばれた聖職

教のシナゴークなどを含む, 礼拝の場所としての一般的な意味で使われており, 特定の宗教を意味していない (IRS [2015] p. 1).

8) 教会の完全付属の機関とは, 教会に付属する機関であり, 教会内からの財務的支援 (financial support) に依存している組織をいう (IRS [2015] pp.33-34).

9) IRS EO CPE Text 1994, "Defining 'Church' : The Concept of a Congregation" (<https://www.irs.gov/pub/irs-tege/eotopica94.pdf>) 日本語訳は, 石村編 [2006] 158 頁を参考にしている.

7) 教会という用語は, イスラム教のモスクやユダヤ

者としての資格のある宗教教師を有すること

- ⑨ その団体に関する文献を有すること
- ⑩ 既定の礼拝施設を備えること
- ⑪ 定期的に信徒総会を開催していること
- ⑫ 定期的に礼拝を行っていること
- ⑬ 若年者の宗教教育目的で日曜学校を有すること
- ⑭ 宗教教師を養成する学校を有すること

なお、教会は免税資格の承認申請書を提出する必要はないが、多くの教会がこの手続きを行っているのが実態である。わざわざ手続きを行う理由は各々の教会によって異なるであろうが、次のような理由が指摘されている。

- ・免税資格の承認を受けることにより、慈善的寄付（charitable contributions）の寄付金控除（tax-deductible）を受けることができる適格組織として、内国歳入庁が公表するリスト（Exempt Organizations Select Check¹⁰⁾）に記載される¹¹⁾ こととなるので、教会のリーダー、信徒、寄付者等を安心させることにつながるから（IRS [2015] p. 2）。例えば、寄付者であれば自分の行う寄付の相手先が寄付金控除の対象となるか組織であるかどうかを、このリストに基づいて予め判断することが可能となる。
- ・州政府が課す不動産取得税や売上税などに係る免税措置の適用には、教会であっても内国歳入庁発行の免税承認決定書の提示を求められることが多いから（石村編 [2006] 156 頁）。
- ・教会がホームレス救済など公益的なプログラムを企画し、政府から助成金の交付を受ける際に、免税承認決定書の添付が求められるこ

とが多いから（石村編 [2006] 157 頁）。

(2) その他の宗教団体

「その他の宗教団体」については、内国歳入法は特に定義をおいていないことから、「教会」以外の宗教団体を意味しており、「礼拝施設を備えていない、あるいは日常的に礼拝行為をしていない、特定の宗派や教派に属せず、宗教の研究や宗教の振興などの活動を行っている団体」（石村編 [2006] 155 頁）を意味するとされている。宗教団体が「その他の宗教団体」に該当する場合には、他の慈善組織と同じように、免税資格の承認を得るために申請書（Form 1023）が必要である。年次申告書（Form 990）については、原則、その他の宗教団体については提出が義務付けられている¹²⁾。

上述のように、米国内国歳入法上、宗教団体は「教会」と「その他の宗教団体」に明確に区分されており、「その他の宗教団体」に該当する場合には、内国歳入法 § 501 (c)(3)における他の慈善組織と同様の取扱いがされている。つまり、宗教性の強弱により、宗教性の強い「教会」には政教分離の原則に基づいて取り扱う一方で、宗教性の弱い「その他の宗教団体」には他の慈善組織と同じように取り扱っているともいえる。

IV 米国の宗教団体の情報開示

1 年次申告書の概要

内国歳入法 § 501 (c)による免税組織は、原則、Form 990 と呼ばれる年次申告書（annual information return）を、毎年、会計年度終了後5ヶ月15日以内に内国歳入庁に提出することを要請されている¹³⁾。また3年間連続して年次申告書の

¹⁰⁾ <https://www.irs.gov/charities-non-profits/search-for-tax-exempt-organizations>

¹¹⁾ 教会の場合、免税資格は自動的に付与されるが、免税資格の申請書を提出して、承認を受けていなければ、この公表リストには記載されない（IRS [2015] p. 4）。

¹²⁾ 教会以外に、教会や修道会によって運営されている中等教育機関以下の学校、教会関連の宣教会も年次申告書の提出を免除されている（IRS [2015] p.27）。

¹³⁾ 内国歳入庁は年次申告の提出を免除する組織として、教会や公共法人など14の組織をリストアップしている（<https://www.irs.gov/charities-non-profits/annual-exempt-organization-return-who-must-file>）。

提出を怠った場合には、免税資格の承認は自動的に取り消されることになっている。なお、2021年度以降、すべての様式の年次申告書の提出は電子申告によることが義務付けられている。

年次申告書の様式には、Form 990 以外に、Form 990-EZ および Form 990-N がある。Form 990-N は、通常の総収入額が 50,000 ドル以下の小規模免税組織に適用されるものであり、「電子ハガキ (e-Postcard)」と呼ばれ、組織の正式名称 (および通称名)、郵便住所、Web サイトアドレス、雇用主番号 (employer identification number)、主な役員 (principal officer) の氏名および住所、総収入額 50,000 ドル以下の証拠が記載されることとなっている。

Form 990-EZ は、総収入額が 50,000 ドル以上 200,000 ドル未満、かつ総資産額が通常 500,000 ドル未満の規模の免税組織に適用されるものであり、Form 990 の簡易版である。

Form 990-N や Form 990-EZ の提出をしないすべての免税組織は、Form 990 を提出することとなっている¹⁴⁾。

2 年次申告書の情報開示

免税組織によって内国歳入庁に提出された年次申告書は公文書 (public documents) として取り扱われ、公衆の閲覧 (public inspection) に供することとなっている (Internal Revenue Service, Treasury § 301.6104 (d)- 1 through- 3)。

公衆の閲覧について、免税組織は次のことを義務付けられている。

- ・免税組織の主な事務所などにおける通常のビジネスアワーにおいて、免税資格の申請書および年次申告書を公衆の閲覧に供さなければ

ならない。

- ・3年間分の年次申告書の閲覧をできるようにしなければならない。
- ・対面ないしは書面で要望があった場合には、免税資格の申請書や年次申告書のコピーを無料、もしくは複写にかかる費用や郵送料などの合理的な料金で提供しなければならない。

なお、内国歳入庁のホームページ¹⁵⁾によれば、公衆の閲覧に供される年次申告書には、すべての付属明細書や添付資料が含まれることとなっている。ただし、寄付者の氏名や住所などの開示は不要とされている。また免税組織がインターネットを通じて年次申告書を公表している場合には、コピーの提供は不要とされている¹⁶⁾。

このように、免税組織の年次申告書の情報開示は課税庁である内国歳入庁によって整備されており、前述の内国歳入庁の Exempt Organizations Select Check のデータベースからいつでも入手可能となっている。

3 宗教団体に対する情報開示の特例

上述のように、内国歳入法 § 501 (c) による免税組織は、原則、年次申告書などの課税庁に提出した書類は公文書として、公衆の閲覧に供されるのである。しかしながら、宗教団体のうち「教会」は年次申告書の提出が不要であるために、この情報開示の規定は適用されていない。つまり、内国歳入法上、「教会」の情報開示の仕組みは存在していないといえる。ただし、「その他の宗教団体」は原則として年次申告書を提出することから、その提出した年次申告書は情報開示の対象となっているのである。

なお、課税庁である内国歳入庁においても、「教

¹⁴⁾ Form 990 の年次申告書の記載内容については、IRS が公表している Form 990 の書き方 (Instructions for Form 990) が詳しい (<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i990.pdf>)。日本語では、笹川スポーツ財団 [2016] 4-10 頁および 32 頁以下の資料 (Form 990 日英対訳) を参照されたい。

¹⁵⁾ <https://www.irs.gov/charities-non-profits/public-disclosure-and-availability-of-exempt-organization-returns-and-applications-public-disclosure-overview>

¹⁶⁾ なお、インターネットを通じて年次申告書を開示している場合であっても、対面での閲覧を妨げることはできないとされている。

会」の免税資格について検討するための質問調査等の権限や情報は限定的なものとなっている (Blazek [2020] p.71). 連邦議会は内国歳入庁の「教会」に対する連邦税にかかる質問調査の方法や時期などについて特別の制限 (special limitations) を置いており¹⁷⁾, 財務省の高官レベルの役職者が, その組織が免税資格に該当しない, もしくは非関連事業や他の課税取引に掛かる税金を納税していないことを示す事実や状況に係る文書が存在し, 合理的に信じるに足る場合にはじめて, 質問調査等を開始することが可能となる (IRS [2015] p.31).

日本における宗教法人は, 米国内国歳入法上の「教会」に該当すると考えられるため, 法制度における情報開示に対する姿勢は, 政教分離原則により基本的に同じであるといえる.

V おわりに

本稿では米国を取り上げ, 宗教団体の所得が課税除外とされる連邦税制上の課税制度を考察し, その仕組みを明らかにした. また, 課税庁に提出された年次申告書等が公衆の閲覧に供されるという情報開示制度について, その概要について考察してきた. 検討の結果, 次の点が明らかとなった.

- ・米国における宗教団体の法人法制については, 連邦法には定めはなく, 各州の法律によって多様な制度となっている.
- ・米国においては, 法人の所得は非営利法人であっても原則課税であり, 免税資格の承認を受けることによってはじめて, 例外的に課税除外とされる税制度となっている.
- ・米国の宗教団体は, 内国歳入法上, 「教会」と「その他の宗教団体」に区分され, 「教会」は「その他の宗教団体」に比して課税上の特別的な取扱いが行われている.
- ・「教会」の情報開示については, 日本と同様で

あり, 情報開示制度の対象となっていない.

なお今後は, 本検討により明らかになった点をより精緻化していくとともに, 国教制度をもつ英国などの宗教団体の状況についても検討し, 国際比較を行い, 日本の独自性を明らかにするとともに, 宗教団体の健全な発展に資する情報開示のあり方について検討する.

(主な参考文献)

- Blazek, Jody. 2020. *Tax planning and compliance for tax-exempt organizations: rules, checklists, procedures*. Sixth edition. Hoboken, New Jersey: John Wiley & Sons.
- Hopkins, Bruce R. 2019. *The Law of Tax-Exempt Organizations*. Twelfth edition. Hoboken, New Jersey: John Wiley & Sons.
- Internal Revenue Service. 2015. *Tax Guide for Churches & Religious Organizations*. Publication 1828 (Rev.8-2015).
- 石村耕治 [1985] 「宗教法人の公益性と税制問題」丸山照雄編『宗教と税制 宗教法人課税問題の争点』新泉社, 122-154 頁.
- 石村耕治 [1992] 『日米の公益法人課税法の構造』成文堂.
- 石村耕治 [1995] 『アメリカ連邦税財政法の構造』法律文化社.
- 石村耕治編 [2006] 『宗教法人法制と税制のあり方—信教の自由と法人運営の透明性の確立—』法律文化社.
- 伊藤公哉 [2021] 『アメリカ連邦税法 (第8版)』中央経済社.
- 尾上選哉 [2020] 「宗教法人課税の問題～宗教法人非課税の根拠～」税務会計研究学会特別委員会 (非営利法人課税特別委員会) 『非営利法人の会計と税務に関する研究 (研究報告書)』, 153-170 頁.
- 金子良太 [2020] 「米国の非営利法人会計制度」税務会計研究学会特別委員会 (非営利法人課税特別委員会) 『非営利法人の会計と税務に関する研究 (研究報告書)』, 213-223 頁.
- 笹川スポーツ財団 [2016] 『中央競技団体の情報開示に関する調査研究～米国競技団体における情報公開～』. <https://www.ssf.or.jp/thinktank/>

¹⁷⁾ IRC Section 7611

[governance/2016_reportf.html](#)

ジョディ・ブレイゼック [1992] 『アメリカにおける非課
税法人設立手続きと税務』 朝倉治雄・奥村眞吾訳、
財団法人朝倉育英会編、ダイヤモンド社。

野口昌宏 [1978] 「権利能力なき社団と信託法理『法政論叢』
第 14 巻, 69-79 頁。

三代川正英 [2019] 「英米法と大陸法の会計思考の相違」『拓
殖大学経営経理研究』第 114 号, 19-30 頁。

藤井誠 [2020] 「米国の非営利法人課税制度」税務会計研
究学会特別委員会（非営利法人課税特別委員会）
『非営利法人の会計と税務に関する研究（研究報
告書）』, 225-241 頁。

（付記）本稿は JSPS 科研費 JP17H06191（20K20280）の
助成を受けたものである。